

「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則」の一部改正について(改正案)

改正内容

「司法試験法第4条第1項第4号の規定により司法試験第一次試験を免除される者に関する規則」(昭和50年司法試験管理委員会規則第1号)第1条第15号中「司法試験管理委員会」を「司法試験委員会」に改め、同号を第16号とし、第14号の次に次の1号を加える。

十五 司法試験委員会において、個別の受験資格審査により、学校教育法に定める大学(短期大学を除く。)を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳に達したもの

(参考)学校教育法施行規則第70条第1項第6号

六 大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22歳(医学、歯学又は獣医学を履修する博士課程への入学については、24歳)に達したもの